

平成 26 年 2 月 5 日

都道府県医師会  
担当理事 殿

日本医師会  
常任理事 今村 定臣

### 生産性向上設備投資促進税制について

昨年12月12日に決定されました平成26年度税制改正大綱（自由民主党・公明党）における、本会税制要望の実現項目につきまして、平成26年1月6日付都道府県医師会宛通知文「平成26年度税制改正について」（日医発第993号）でご案内しておりますが、上記実現項目のうち、生産性設備投資促進税制につきましては、産業競争力強化法の施行に伴い、1月20日に施行されました。

生産性向上設備投資促進税制は、業種として医療も対象となりますが、今般、適用要件の具体的内容につきまして、経済産業省より、別添の通り示されましたのでご案内申し上げます。

なお、医療用機器につきましては、生産性向上設備投資促進税制のうち「先端設備」に対する措置は対象となりませんが、「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」に対する措置においては、器具備品のすべてが対象品目となることから、適用の可能性があります。ただし、適用要件として、一定の投資利益率が見込まれること等の確認手続き等が求められます。

今回の「生産性向上設備投資促進税制」創設に伴いまして、医療用機器は、当該新制度と、既存の「医療用機器に係る特別償却制度」（注）の、両制度の適用（選択適用）の可能性のあることにご留意ください。

また、新制度の上記確認手続き等については、税理士・公認会計士等に事前にご確認されますよう、その旨も併せて、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

詳細につきましては、経済産業省ホームページ

（ [http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku\\_kyouka/seisanseikojo.html](http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html) ）をご参照ください。

#### [添付資料]

- ・ パンフレット「設備投資を決断するチャンスです！ 生産性向上設備投資促進税制」（経済産業省）
- ・ 説明会資料「生産性向上設備投資促進税制について」（経済産業省）

(注) 医療用機器に係る特別償却制度の概要 (適用期限: 平成 27 年 3 月 31 日)

(1) 医療用機器の特別償却率

- |                         |     |
|-------------------------|-----|
| ① ②以外の医療用機器 (*)         | 12% |
| ② 医療の安全確保に資する医療用機器 (**) | 16% |

(2) 適用対象となる取得価額

- |             |          |
|-------------|----------|
| (1) ①の医療用機器 | 500 万円以上 |
| (1) ②の医療用機器 | 規定なし     |

(\*)

- ・医療用の機械及び装置並びに器具及び備品のうち、高度な医療の提供に資するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの
- ・薬事法第 2 条第 5 項に規定する高度管理医療機器、同条第 6 項に規定する管理医療機器又は同条第 7 項に規定する一般医療機器で、これらの規定により厚生労働大臣が指定した日の翌日から 2 年を経過していないもの

(\*\*)

- ・医療に係る事故を防止する機能を有する人工呼吸器その他の医療の安全の確保に著しく資する機械及び装置並びに器具及び備品として厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの
- <対象機器>人工呼吸器(警報機能付き)、シリンジポンプ(警報機能付き)

(措置法第12条の2、第45条の2、平21厚生労働省告示第248号、平25厚生労働省告示第95号)